

肥料価格高騰対策事業 実施要領抜粋 (取組項目関係ア～ソ)

別記1（第3、第5、第7関係）

肥料価格高騰対策事業

第1 事業の目的

肥料価格が高騰する中、化学肥料の使用量の2割低減に向けて取り組む農業者の肥料費上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営への影響を緩和するとともに、化学肥料の使用量の低減を進める。

第2 事業の内容

1 化学肥料の使用量低減の取組

(1) 取組要件

2の支援金の交付を受ける参加農業者にあっては、化学肥料の使用量の2割低減に向けた取組として、令和4年度又は令和5年度において以下の項目のうち2つ以上の項目に取り組むものとする。その際、前年までに行っている取組を強化することも、これに含めるものとする。

ただし、前年までに既に2つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1つ以上の項目に新たに取り組み、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

- ア 土壌診断による施肥設計
- イ 生育診断による施肥設計
- ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入
- エ 堆肥の利用
- オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）
- カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）
- キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用
- ク 緑肥作物の利用
- ケ 肥料施用量の少ない品種の利用
- コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用
- サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）
- シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用
- ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用
- セ 化学肥料の使用量及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るもの除去。）
- ソ その他事業実施主体が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下「地域特認技術」という。）の利用

(2) 地域特認技術の認定方法

前号のソに定める地域特認技術は、取組実施者の申請に基づき、事業実施主体が認定するものとし、その認定に当たっての手続は次のとおりとする。

- ア 事業実施主体は、取組実施者から、別紙様式第11号により地域特認技術の認定申請があった場合、都道府県の意見を聴取した上で、技術的観点から審査を行い、当該技術等の導入前後で化学肥料の使用量の低減効果を有すると認められる場合は、これを地域特認技術として認定するものとする。
- イ 事業実施主体は、アにより地域特認技術の認定を行った場合は、取組実施者に対して別紙様式第13号により通知するとともに、速やかにその写しを添えて地方農政